

文書料紙における紙質と墨の種類について

池田 寿

文書料紙の紙質は近年の古文書学研究で論じられてきているが、料紙に書かれている墨の種類に関してはあまり注目されることがなかった。こうした状況にあって、文書料紙における紙質と墨の種類との間には如何なる関係があるものなのか、あるいは関連性がないものなのか、という問題について数量的な分析及び基礎的な検討を加え、その課題を明らかにしていきたい。

まず、調査データの分析に際して文書料紙の紙質は基本的に楮紙と斐紙に大別する。楮紙・斐紙それぞれの具体的な紙質が明白である場合、楮紙は杉原紙、引合、檀紙、奉書紙の別を、斐紙は烏ノ子と明記する。また、墨の種類は油煙墨と松煙墨の二種に分けることを基本とする。なお、紙質、墨の種類のいずれかが不明な文書は原則的に員数から除外するものとする。

調査データの平安時代中期から江戸時代前期までの期間において、紙質と墨の種類関係を明らかにできる文書料紙としては1566点を確認できる。

文書料紙の紙質としては楮紙1352点(86・3%)、斐紙214点(13・7%)であり、楮紙が斐紙の6倍強用いられており、また墨の種類としては油煙墨1212点(77・4%)、松煙墨354点(22・6%)であり、油煙墨が松煙墨の約3・5倍使用されていることを指摘できる。

文書料紙における紙質と墨の種類の関係では、楮紙と油煙墨が1011点(64・6%)、楮紙に松煙墨が341点(21・8%)、斐紙と油煙墨が201点(12・8%)、斐紙と松煙墨が13点(0・8%)という内訳になる。

このような紙質と墨の種類関係を各時期別に分類して表1を作成すると、以下のよう表になる。

<表1>

	平中	平後	鎌前	鎌中	鎌後	南北	室前	室中	室後	桃山	江前	系
楮・油	7	150	32	44	126	123	28	42	98	22	5	677
楮・松	0	14	0	31	54	49	48	29	33	0	4	262
斐・油	0	0	0	0	0	0	0	6	107	10	0	123
斐・松	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	13
計	7	164	32	75	180	172	76	77	251	32	9	1075

* 1、楮は楮紙、斐は斐紙、油は油煙墨、松は松煙墨の略である。

* 2、平中は平安中期、平後は平安後期、鎌前は鎌倉前期、鎌中は鎌倉中期、鎌後は鎌倉後期、南北は南北朝期、室前は室町前期、室中は室町中期、室後は室町後期、桃山は安土桃山期、江前は江戸前期の略である。

文書料紙として楮紙は平安中期から江戸前期までみられるが、他方斐紙は室町中期から安土桃山期までの短期間に限定されていて、室町後期に集中して使用されている。この室町後期における紙質の比率は楮紙55%、斐紙45%であり、他の各時期とはまったく異なる傾向を示している。この時期の紙質と墨の種類で注目される場所は、斐紙（烏ノ子）と油煙墨の半数が御内書と御内書副状で占められ、残りの半数が公武における個人の書状である。

御内書、御内書副状、書状はいずれも書札様文書であり、御内書と御内書副状の代表的なものとして足利義政（5通）、足利義材（17通）、足利義澄（13通）、足利義晴（4通）、足利義輝（13通）などの御内書、伊勢貞忠、大館常興、大館晴光などの御内書副状を挙げることができる。足利高氏、義持、義教御内書はいずれも楮紙が料紙に用いられており、足利義教から義政の間で御内書に使用される料紙が楮紙から斐紙へと変化した事実を読み取ることができよう。なお、足利義晴御内書は斐紙よりも楮紙（檀紙）が4倍強の17通に及び、墨の種類においても油煙墨より少ないものの8通に松煙墨が使用されていることを確認できる。徳川家康御内書（3通）はいずれも料紙として大高檀紙が用いられ、油煙墨で書かれており、江戸前期における御内書の墨の種類は室町時代と同じ油煙墨であるが、文書料紙は斐紙から大高檀紙へと変わっていることを指摘できよう。

ところで、料紙として大高檀紙が使用されている例を求めてみると、豊臣秀吉朱印状（油煙墨10通、松煙墨6通、不明2通）が18通と最も多いことを指摘できる。これ以外に豊臣秀頼黒印状4通、徳川家康黒印状1通、徳川秀忠黒印状2通の黒印状での使用例が確認され、墨は油煙墨が使われている。また豊臣秀吉判物と徳川秀忠判物の料紙にも用いられ、この場合は松煙墨で書かれている。このように、大高檀紙は朱印状、黒印状、判物の料紙として限定的に使用されており、黒印状に油煙墨、判物に松煙墨という墨の使い分けが明確になされている。小高檀紙の使用は元和7年（1621）5月3日付上杉景勝書状（松煙墨）のみに見られる。

室町後期においてのみに見られる斐紙と松煙墨を用いた文書は、北条氏綱書状をはじめとする書状類8通と伊勢貞忠や大館常興などの御内書副状5通である。書状と御内書副状に斐紙が料紙として使用されていることは前述の書札様文書の場合と共通している。油煙墨から松煙墨への変化が何を意味するものかは不明と言わざるを得ないが、伊勢貞忠、大館常興御内書副状は足利義晴御内書の副状であり、義晴が御内書に松煙墨を用いていることとの関連性を窺わさせる。

次に、楮紙と油煙墨を使用している文書を見てみると、下文様文書である下文・下知状に多いことに気付く。例えば、平安後期にみられる東大寺政所下文と興福寺政所下文18通、行造東大寺事司下文5通、平安後期から鎌倉前期にみられる官宣旨12通、鎌倉中期にみられる関東下知状と六波羅下知状3通、鎌倉中期から南北朝期にみられる東大寺年預所下知状10通、鎌倉後期から南北朝期にみられる東大寺年預所下文8通、南北朝期に

みられる足利尊氏、足利義詮、足利義満袖判下文6通、安土桃山期にみられる口宣案5通などを挙げることができる。関東下知状、六波羅下知状、袖判下文の料紙にはすべて檀紙が使われている。なお、室町時代の室町幕府禁制3通（杉原紙1、檀紙2）と室町幕府過所（奉書紙）は松煙墨にて書かれている。

ここで、鎌倉幕府と室町幕府における御教書に利用されている料紙の紙質と墨の種類を表2に整理してみよう。

<表2>

	関東御教書	六波羅御教書	室町幕府御教書	御判御教書	計
楮・油		4		1	5
杉・油			4	10	14
奉・油			2	1	3
檀・油	4		2	2	8
杉・松			4		4
檀・松				1	1
計	4	4	12	15	35

* 1、楮は楮紙、杉は杉原紙、奉は奉書紙、檀は檀紙の略である。

* 2、油は油煙墨、松は松煙墨の略である。

鎌倉幕府における御教書である関東御教書4通と六波羅御教書4通の紙質は檀紙と楮紙であるが、ともに楮紙を料紙とすることで共通しており、墨の種類も油煙墨で同じである。他方、室町幕府における御教書である室町幕府御教書12通と御判御教書15通の料紙の紙質は杉原紙、奉書紙、檀紙とあるものの、いずれも楮紙である。御判御教書で杉原紙を料紙に用いているのは足利尊氏と足利義詮、奉書紙を料紙とするのは足利義政、檀紙を料紙とするのは足利義持と足利義輝であり、御判御教書の料紙の時代的な変遷を認めることができよう。また、御判御教書の墨の種類は足利義持御判御教書の松煙墨を除くとすべて油煙墨であり、御判御教書の墨は原則的に油煙墨であるといえよう。一方、室町幕府御教書の墨の種類は油煙墨の使用が8通、松煙墨の使用が4通である。しかし、松煙墨の使われている4通はすべて足利義満の時期に限られていることから、室町幕府御教書の墨も御判御教書と同じく基本的には油煙墨であったと思われる。以上のことを勘案すると、御教書は鎌倉幕府、室町幕府ともに料紙としては楮紙を利用し、油煙墨を使用して書かれているという共通点を持っていることになる。

そこで、幕府の命を伝える施行状を見てみると、鎌倉時代に六波羅施行状1通、室町時代に室町幕府管領施行状3通を確認できる。六波羅施行状は檀紙に油煙墨、室町幕府管領施行状は杉原紙に松煙墨を用いており、鎌倉幕府と室町幕府における施行状では料紙と墨

で相違が認められる。また、施行状を受けて作成される遵行状が3通、遵行状を受けて作成される打渡状が4通あるが、遵行状・打渡状ともに料紙に楮紙（杉原紙3、檀紙2、奉書紙1）が使われ、油煙墨で書かれている。これらの中に遵行状→打渡状という文書系統を明らかにできる事例がわずかに1例あるので記しておこう。それは享徳3年（1454）4月16日付の山城国紀伊郡守護代遊佐国助遵行状→同年4月27日付の山城国紀伊郡代馬伏忠吉打渡状であり、両通ともに墨の種類は不明であるが、料紙にはいずれも檀紙が使われている。

ここで、室町幕府が発給する公文書の一つである幕府引付頭人奉書と幕府奉行人（連署）奉書について見ていこう。幕府引付頭人奉書は南北朝期に8通あり、料紙には楮紙（奉書紙1、檀紙1、杉原紙6）のみが使用されている。貞和5年（1349）7月4日付室町幕府引付頭人奉書以降の料紙はすべて杉原紙が用いられている。墨の種類は油煙墨4と松煙墨4であり、貞和5年7月4日付室町幕府引付頭人奉書までは松煙墨（奉書紙1、檀紙1、杉原紙1）で書かれ、以後は油煙墨が多くなっている。紙質と墨の関係は貞和5年12月24日付室町幕府引付頭人奉書以降はほぼ杉原紙と油煙墨という関係になっている。幕府奉行人（連署）奉書は室町中期から安土桃山期まで24通を確認でき、料紙はすべて楮紙であるが、奉書紙が18通と75%を占めている。墨の種類は長祿3年（1459）10月22日付室町幕府奉行人連署奉書の松煙墨以外はいずれも油煙墨である。明応7年（1498）閏10月19日付室町幕府奉行人連署奉書以降はすべて奉書紙と油煙墨の組み合わせとなっている。このように、幕府引付頭人奉書と幕府奉行人（連署）奉書は料紙として杉原紙と奉書紙の違いがあるものの、墨の使用はともに油煙墨が基本であるといえよう。

次に伝奏奉書を見てみると、伝奏奉書は室町前期において伝奏として活躍した万里小路嗣房、武家伝奏の広橋兼宣、室町中期の武家伝奏の広橋綱光、中山定親、同親通の5名の文書を上げることができる。万里小路嗣房は3通とも料紙に檀紙を用い、墨に松煙墨を使っており、広橋兼宣は3通とも杉原紙と松煙墨であることから、室町前期の伝奏奉書は楮紙に松煙墨という組み合わせである。室町中期は3名はいずれも杉原紙を料紙とし用い、油煙墨にて書いている。伝奏奉書において料紙は檀紙から杉原紙へ、また墨の種類は松煙墨から油煙墨へと室町中期には明らかに変わっていることを指摘できる。

最後に、寺院文書である後七日御修法請僧等交名（案）と寺院における衆議や集会評定の結果を記した事書についてみると、後七日御修法請僧等交名（案）は平安後期から鎌倉中期までに77通を確認でき、料紙には杉原紙と檀紙が用いられ、墨はすべて油煙墨である。後七日御修法は文和2年（1353）に宮中の真言院が倒壊するなど転変して室町末期には中絶し、元和9年（1623）には再興されているが、再興後の元文2年（1737）後七日御修法僧交名では料紙に楮紙、墨に油煙墨が使用されており、料紙の紙質と墨の種類は中絶があった前後の時代における変化はなかったといえよう。次に、東大寺におけ

る衆議事書や集会評定事書などの事書は鎌倉後期から南北朝期までに26通と年未詳の5通を確認できる。料紙は杉原紙、檀紙、奉書紙、美栖紙というような各種の楮紙が使用されているが、墨の種類はいずれの料紙にも油煙墨が使われている。

以上、書札様文書、下文様文書、寺院文書に関して記してきた指摘は周知の事実である場合も多く、これらの指摘から文書料紙における紙質と墨の種類に関するの普遍性や特殊性を論じることはできないが、この分析結果があくまでも蒐集した調査データに基づいたものであることを留意するならば、文書料紙の研究データとしての一助になるものであろう。そのためにも墨の種類を如何に客観的に判別するのかという課題が残されており、墨の種類判別に対する科学的方法の確立が不可欠である。松煙墨の粒子は油煙墨の3倍以上も大きいこと、松煙墨は短波長の光である青系統を、油煙墨は長波長の光である茶褐系統を散乱させることなどを活用することで科学的にアプローチできるものと思われる。